

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価 の案件候補（令和 7 年 7 月募集）について

I 募集の経過

食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号に基づいて、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）について、食品安全モニター、ホームページによる外部募集、地方公共団体の食品安全担当職員、専門委員等を通じて募集した結果、寄せられた案件は 7 件であった。

提案者の属性別の提案件数は次の通りであった。

- ① 外部募集 : 3 件
- ② 地方公共団体 : 3 件
- ③ 専門委員 : 1 件

II 案件候補の整理

提案のあった 7 件について、事務局にて類似の案件があれば整理・統合するが、今回は類似案件はなかった。これらについて案件候補を絞り込むために表形式で整理した（資料 3 - 2）。

ハザード（危害要因）の分野別の内訳

区 分	件 数
農薬	0 件
汚染物質等	3 件
微生物・ウイルス	4 件
新開発食品	0 件
その他	0 件
計	7 件

Ⅲ 検討に際しての考え方

案件候補については、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）に即して検討することとする。

○企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

なお、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」が平成25年に改正されて以降、以下に例示するものについては「自ら評価」の対象ではないと整理してきたところ、今年度においても同様の考え方で検討することとする。

- ・ 現在評価中又は評価済みのもの
- ・ 食品の問題ではないもの
- ・ リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）